

24教教第890号
平成25年2月25日

名古屋市人事委員会委員長様

名古屋市教育委員会委員長

労働基準法第104条第1項に基づく申告にかかる対応状況について

平成24年8月13日付け文書にて依頼のありました事項について、下記のとおり報告します。

記

1 「出退校記録システム」の試行について

(1) 「出退校記録システム」のねらい

出勤簿への押印に替え教職員の出勤状況を確認するとともに、教職員の出校・退校時刻を記録し、長時間労働による健康障害防止に役立てるもの。

(2) 試行校での試行期間

平成24年9月～

(3) 試行校

小学校 3校 (汐路小学校、成章小学校、有松小学校)

中学校 2校 (桜丘中学校、川名中学校)

(4) 試行校での取組内容

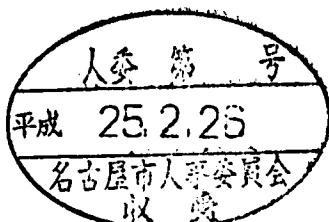
別添（「出退校記録システム」試行校での取り組みについて）のとおり

(5) 試行校における成果

在校時間の長い職員等に対し、校長からの声掛けがしやすくなったとの声があった。

2 今後の予定

平成25年3～4月はすべての市立小・中・特別支援学校において「出退校記録システム」の取り組みを周知するとともに機器の操作に慣れる期間とし、同年5月から実施する。



(教育委員会事務局学校教育部教職員課)